

総合事務所の時間外受付の体制を見直します

4月1日から、総合事務所の時間外受付の体制を見直します。時間外受付を開設する場所や今後の対応方法などは次のとおりです。

●時間外受付の開設場所

**浦川原区総合事務所、柿崎区総合事務所、
板倉区総合事務所、市役所木田庁舎**

時間外受付の開設時間は、引き続き平日の午後5時15分から翌日の午前8時30分まで、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）の全日です。

●時間外における戸籍届等の手続き

戸籍届などの手続きは、上記の時間外受付の開設場所で、居住している区に関わらず、引き続き手続きができます。

●時間外における総合事務所への電話

次の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直（宿直・日直）を配置しません。電話は自動転送し、転送先の当直が対応します。

<総合事務所>

- 安塚区、大島区・・・浦川原区総合事務所
- 大潟区、吉川区・・・柿崎区総合事務所
- 牧区、中郷区、清里区・・・板倉区総合事務所
- 頸城区、三和区、名立区・・・市役所木田庁舎

<電話転送先>

●時間外における防災行政無線の放送

- 災害に関する避難情報の発令などは、引き続き職員が放送します。
- 火災や停電の発生、クマの目撃などは、その情報を総合事務所の職員が受けた後、登庁して放送します。

●その他

- 時間外受付を開設しない施設で、閉館（閉庁）後の職員などが不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。
- コミュニティプラザは、引き続き午前8時30分から午後10時まで利用できるほか、利用受付などを担当する管理人を配置します。
- 市では、災害や火災、クマ等の目撃情報などをお届けする「安全メール」を配信しています。登録は、右記QRコードから、空メールを送信してください。



■問合せ…自治・地域振興課（☎025-526-5111、内線1430）または各総合事務所
※安全メールに関すること…市民安全課（☎025-526-5111、内線1464）

転入・転出などの手続きはお早めに

3月から4月は、引っ越しなどの手続きで窓口が大変混み合います。手続きは、待ち時間を除き平均30分程度かかります。

また、受付時間を過ぎると一部システムが停止し、手続きができない場合がありますので、時間内に全ての手続きが済むようにお越しください。

●受付時間

月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時15分。ただし、3月29日④と4月5日④は、市役所木田庁舎、各総合事務所などの窓口を開設します（詳しくは11ページをご覧ください）。

●手続き場所

市民課、各総合事務所、南・北出張所

●転出時の届け出とその後の手続き

転出時は、住民異動届が必要です。届け出により転出証明書を発行しますので、新たにお住まいになる市区町村へ提出し、転入手続きをしてください。

●手続きの時期

転出の場合は、異動予定日までに手続きをしてください。異動予定日のおおむね2週間前から手続きができます。

転入・転居の場合は、新しい住所地に住んでから2週間以内に手続きをしてください（新しい住所地に住む前の手続きはできません）。

●届け出時に必要なもの

マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど本人確認ができるものがが必要です。マイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードを所持している人は必ず持参してください。

●住民異動届のほかに必要な届け出など

転入・転出などと併せて、ほかに手続きが必要な場合があります。詳しくは11ページをご覧ください。該当する制度やサービスなどを利用している人は手続きをしてください。

●ガス水道の使用開始・中止の申し込み

引っ越しの日が決まり次第、早めに申し込んでください。事前申込がある場合は、日曜日や祝日も作業を行います。ガス水道局料金センターに問い合わせるか、ガス水道局ホームページの「お申し込みフォーム」から申し込んでください。

■問合せ…市民課（☎025-526-5111、内線1744、1130）
※ガス水道に関すること…ガス水道局料金センター（☎025-522-7030）